

課 名	生活衛生課
担 当	木尾・祇園
内 線	2 6 7 6 ・ 2 6 9 7
直 通	2 2 6 - 7 3 3 8

清涼飲料水（ミネラルウォーター類）の回収を命じました

平成 27 年 7 月 23 日、大阪府から「未開封のミネラルウォーターの中に浮遊物を発見したとの申し出が府民からあった」旨の連絡がありました。

備中保健所が施設の立ち入り調査を実施するとともに、浮遊物の検査を行ったところ、浮遊物が真菌（カビ）であることが確認されました。

同保健所は、食品衛生法第 11 条第 2 項に違反していると判断し、平成 27 年 8 月 25 日、営業者に対し、次のとおり、同法第 54 条の規定により当該品と同一ロットの製品の回収を命じましたのでお知らせします。

なお、8 月 27 日現在、同保健所及び当該営業者に健康被害についての届出はありません。

記

- 1 営業者 そらり株式会社 代表取締役 守安節雄
岡山県総社市上原 2-4
- 2 回収命令の対象品
名称 : そらり 食品分類 : 清涼飲料水（ミネラルウォーター類）
販売者 : そらり株式会社 岡山県総社市井尻野 3 3 3-3
包装形態 : ペットボトル容器（500 ml）
賞味期限 : 平成 27 年 11 月 19 日（容器に「151119」と表示してある）
製造日 : 平成 26 年 11 月 19 日
製造数 : 2,400 本
- 3 違反条項
食品衛生法第 11 条第 2 項（清涼飲料水の成分規格：沈殿物又は固形の異物のあるものであってはならない）
- 4 その他
備中保健所は、当該営業者が食品衛生法に基づく営業許可を取得せずに清涼飲料水を製造していたことを確認したため、製造販売を中止させるとともに、製品の回収を指導し、平成 27 年 8 月 25 日、総社警察署に刑事告発を行いました。
- 5 報道機関へのお願い
回収命令対象品を含め、当該営業者の次の製品についても、無許可で製造されたものであるため、お持ちの場合は飲まないよう、県民に対して周知をお願いします。
【対象製品】
・賞味期限「151119」と表示されたもの以外の 500mL 入りミネラルウォーター全製品
・製造販売者「株式会社ヴィーズ」と表示された 2L 入りミネラルウォーター（名称：Sorari water）